

平成30年6月議会

○ 石川義治議員質問

(1) 野菜茶業研究所跡地公園計画について

皆さん、改めましておはようございます。政和クラブの石川義治と申します。

本日は、さきに通告させていただきました要旨に基づきまして、会派を代表して、野菜茶業研究所跡地公園計画について質問のほうをさせていただきます。当局の簡潔で明快な答弁を求めます。

5月の行政報告会で、野菜茶業研究所跡地公園整備基本計画の概要について報告されました。

内容は、基本構想、整備方針、設置施設概要、災害時の利用形態、平常時の利用形態、整備スケジュール、今後のスケジュールについてです。

基本構想では、公園は武豊町中心部よりやや北の丘陵地、旧野菜茶業研究所に位置し、全体面積を約3.4ヘクタール、大規模災害に備えた市街地の防災性の向上を図るとともに、1人当たりの公園面積をふやし、子どもや高齢者を初め、誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を行う。本町の地域防災計画において一時避難場所として位置づけ、防災機能を有する公園とすると示されています。

公園を有効に活用し、町民にとって有益なものとしていくためには、公園に対する認知を図り、課題等を把握することにより、より多くの人に利用されるような公園の整備や管理運営につながっていくことと考えます。

そして、今後想定される人口減少、少子・高齢化、財政状況等の社会情勢の変化に対応し、さらには大規模災害発生時の拠点となる公園整備について、町民が理解し、満足のできるものとなるよう、今回計画されている野菜茶業研究所跡地公園計画について質問をいたします。

①公園の基本計画は、総合計画を含めた各計画では、どのように位置づけられているのか。

②公園整備方針をどのように考えているのか。

③災害が発生したときには、具体的にはどのような利用形態となるのか。

④公園の管理や運営方法をどのように考えているのか。

⑤公園整備を段階的に実施する理由は。

⑥事業の住民への周知、理解に対する考えは。

⑦農研機構の所有する武豊港線南側用地の土地利用について、現状での町の方針は。

以上7点、質問をさせていただきますが、答弁の内容によりましては、再質問のほうをさせていただきます。

以上でございます。

◎町長(靱山芳輝君)

石川議員から野菜茶業研究所跡地公園計画につきまして、7点のご質問をいただきました。

私からは、小項目の1点目、2点目につきましてご答弁を申し上げたいと思います。

まず、1点目は、公園の基本計画、総合計画含めた各計画ではどのように位置づけられているかというご質問にご答弁をさせていただきたいと思います。

野菜茶業研究所跡地は、第5次武豊町総合計画後期戦略プランを初めとする各計画において位置づけがされております。

まず、総合計画においては、野菜茶業研究所跡地は、町の中心拠点に近い丘陵地に立地しており、緑の拠点として位置づけております。この緑の拠点は、自然や緑との触れ合いを通じ、人々が憩い、楽しみ、安らぎを感じ、災害時にも活用できる緑豊かな拠点形成を進めると掲げております。

また、都市計画マスタープランにおいては、中心市街地に近接する野菜茶業研究所跡地の一部は災害時にも活用でき、市街地に近隣した町民が憩い、集える場となる広場として整備をし、身近な避難場所となる公園などのオープンスペースの確保を図ると掲げております。

また、緑の基本計画におきましては、総合的な課題として、市街地全体として不足している公園整備の推進が課題であるとし、本町のほぼ中心部にあることから、防災面から見ても有効な公園を本地区に配置をし、周辺地区とあわせて一体的に整備をしていくとの方針を掲げております。

防災面では、地域防災計画において、都市公園は災害時の避難場所や救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、公園の量的拡大が防災機能の増大を果たすことから、その整備を積極的に推進していくと掲げております。

以上のように、野菜茶業研究所跡地の公園整備は、本町における各計画の推進や課題の解決につながるものであり、主には町民の皆さんが集い、憩いの場となる公園として、また災害時にも活用できる公園としての基本計画を策定し、早期整備を目指すものであります。

小項目①につきましては、以上であります。

続きまして、小項目②公園整備の方針をどのように考えているのかというご質問にご答弁を申し上げます。

計画策定に当たっては、総合計画を初めとする各計画での位置づけや敷地の条件、都市公園及び防災公園の一般的な内容を整理し、計画の課題を検討した上で、4つの整備方針を設定いたしました。

1つ目は、高台で傾斜のある地形を生かした眺望、遊戯、軽い運動、休憩施設等の配置。

2つ目は、一時避難場所として必要な避難に適した入り口、広場、非常用照明設備

等、防災機能の整備。

3つ目は、避難時、平常時の双方でアクセス機能の向上と狭隘道路を解消する公園周回道路の整備。

4つ目は、既存の倉庫を改修して防災及び公園管理の面で活用し、既存の樹木を保全して景観形成を図ることです。

具体的には、この整備方針をもとに約 3.4 ヘクタールをゾーン設定し、西側には約 1.3 ヘクタールの芝生広場、東側には調整池を兼ねてグラウンドゴルフやゲートボールのできる多目的広場を予定をいたしております。また、ウォーキングやジョギングができるよう、外周に園路内道路を整備をし、中央部には幅広い年齢層が楽しめる複合遊具や健康遊具を予定をいたしております。

なお、この公園のシンボルとなり、雨天時にも多目的に利用でき、災害時にも有効に活用できる大型テントシェルターの整備及び災害時に必要な施設、器具として、マンホールトイレ、かまどベンチ、ソーラー照明等についても予定をしているところであります。

以上で私からの答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

◎建設部長(犬塚敏彦君)

小項目③災害が発生したときの具体的な利用形態についてであります。

各自主防災会では、発災直後に建物倒壊や火災などから身を守り、揺れがおさまるまでの一時的な避難や安否確認を行う場所として、身近にある公園や空き地などを一時避難場所として指定しております。このことから公園整備後は、一時避難場所としての利用が可能である旨を各自主防災会へ情報提供する必要があると考えております。また、町の中央部で高台に位置することから、沿岸部の住民や臨海部の企業で働く方々の津波避難場所として利用いただくことも可能であると考えております。

また、発災後は、自衛隊、警察、消防を初めとする応援部隊等の展開が予想されます。そのため、野営施設及び車両等の保管場所、資機材、物資の集積等に必要となる拠点を確保する必要がありますので、発災2日目以降は応援部隊の活動拠点としての利用が考えられます。

その後、応援部隊の撤収後は、復旧・復興段階として、家屋に被害を受けた被災者の一時的な居住の安定を図るための応急仮設住宅の建設予定地としての利用が考えられます。

以上を踏まえ、計画策定に当たっては、芝生広場や多目的広場など、平場を大きく設け、大型テントシェルター、マンホールトイレ、かまどベンチ、ソーラー照明、休憩舎、防災倉庫、防火樹林等の整備について検討しているものであります。

次に、小項目④公園の管理や運営方法についてであります。

公園の管理や運営方法につきましては、今後、関係部署と具体的な検討をする必要があると考えております。

基本的に計画策定に当たっては、一時避難場所としての利用を想定していることから、敷地の四方から公園に出入りできるよう、8カ所の出入り口を計画しております。災害は昼夜問わず発生するおそれがあることから、出入り口は夜間でも出入りができるようにと考えますが、近隣住民の生活に配慮する必要がありますので、夜間の公園使用については、今のところ考えておりません。

また、芝生広場や多目的広場等につきましては、誰もが自由に訪れ、憩い、楽しみ、安らぎを感じていただく場を理想としておりますので、管理人の設置や事前予約につきましては、今のところ考えておりません。しかし、保育園や小学校など、大人数での利用やグラウンドゴルフ等の利用が多いと見込まれる場合には、事前予約が必要となる場合もありますので、利用状況を踏まえ、検討課題としてまいりたいと考えております。

次に、小項目⑤公園整備を段階的に実施する理由についてであります。

公園の整備につきましては、一日も早く整備し、町民の皆様にご利用していただく必要があると考えております。しかし、現時点での用地取得状況は、無償譲渡された約 1.1 ヘクタールと、29 年度に半田市土地開発公社から買い戻した約 0.3 ヘクタールを合わせて、約 1.4 ヘクタールとなっております。

用地費を含む公園整備に当たっては、国庫補助金を有効活用したいと考えておりますが、近年、補助金が思うようにいただけない状況であり、約 3.4 ヘクタールの用地取得は長期にわたることが想定されます。そのため、現実的な整備方法を総合的に考えた中で、段階的に整備可能な範囲で、かつ少しでも早く町民の皆様にご利用していただけるよう、全体を西側と東側に2分割し、工期を2期に分けて整備を進めていくことといたしました。

整備スケジュールといたしましては、西側の第1期整備面積を約 1.7 ヘクタールとし、今年度、必要な用地取得及び基本設計、実施設計を予定しているところであります。この実施設計に基づき平成 31 年度に芝生広場や一部の遊具、トイレ、駐車場等を整備し、平成 32 年度当初の一部供用開始を目指してまいります。

また、東側の2期整備につきましては、残りの約 1.7 ヘクタールを平成 32 年度から順次用地取得、実施設計及び多目的広場等の整備工事を行い、平成 38 年度当初には供用開始ができるような計画としております。

なお、今議会におきましても、新元号が発表されておられませんので、今後、全ての答弁に関して、平成の元号でご答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、小項目⑥事業の住民への周知、理解に対する考え方についてであります。

今回、新たな公園整備を計画するに当たり、町民の皆様の参画は必要なことであると考えております。このため、今回の計画の策定につきまして計画概要をお知らせするとともに、広く町民の皆様からご意見や情報をいただく場として、現在、パブリックコ

メントを実施しております。意見の募集期間は6月1日から30日までとし、広報やホームページを通じてお知らせしており、パブリックコメントにおいていただいたご意見を慎重に精査した上で、本町としての意思決定を行ってまいりたいと考えております。

また、公園整備を進めていく中で大きな区切りとなる時期には、広報やホームページなどで町民の皆様へ周知を図り、ご理解をいただけるよう努めてまいります。

なお、現在は野菜茶業研究所跡地公園としておりますが、今後、町民の皆様へ親しみを持っていただける公園となるよう、名称の募集等についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

◎企画部長(宮谷幸治君)

続きまして、小項目の⑦農研機構の所有する南側用地の土地利用について、町の方針はについてであります。

武豊港線より南側の用地の約5.8ヘクタールのうち、農研機構の所有している土地は約5.1ヘクタールであります。農研機構は、今後、この用地を競売にて売却の予定とお聞きしております。

総合計画におきまして、このエリアは住居ゾーンとして位置づけをしております。また、本町の中央部に位置し、将来のまちづくりを進める上で重要な場所であると認識をしております。ただし、現在、市街化調整区域となっておりますので、住宅地として開発するためには、市街化区域への編入が必要となっております。

したがって、農研機構が行う競売にて決定された落札者と武豊町との協議が、開発事業の着手前に必要となっておりますので、競売時の売買条件について現在、農研機構と調整を行っているところであります。

以上です。

◆10番(石川義治君)

一通りご答弁頂戴しましたので、順次再質問のほうをさせていただきたいと思いません。

最初に、小項目の①でございますが、公園の基本計画は、総合計画をもとにさまざまな計画に沿った形で進められているというふうなご答弁をいただいたわけですが、総合計画の分野別戦略プランにおいて、目指そう数値というのがあります。町民1人当たりの公園面積が示されておられるわけですが、平成25年の現状値は22.3平米、平成32年度の修正目標値を23平米と掲げられておられますが、今回のこの公園整備をすることによりまして、どの程度1人当たりの公園面積がふえられるのか、いただきたいと思えます。

◎建設部長(犬塚敏彦君)

平成32年度に1期分の1.7ヘクタール分が供用開始された場合ですが、単純に人口が4万3,000人と仮定しますと、割り返しますと、1人当たりで約0.4平方メートルふ

えることとなります。平成 25 年度以降は、民間開発等も結構ありまして、民間開発による公園整備も行われておりますので、町民1人当たりの公園面積は、目標値の 23 平方メートルにかなり近づくのではないかなというふうに思っております。

以上です。

◆10番(石川義治君)

総合計画に沿いまして、23 平米にほぼ近づくという理解をさせていただきます。

もう一点、総合計画についてお伺いさせていただきたいんですが、平成 20 年度に策定したときには、野菜茶業研究所の全体が緑の拠点として位置づけられておられたわけですが、平成 27 年度の見直しの際には研究所の中央を走る、いわゆる武豊港線の北側のみが緑の拠点として位置づけに変更になったのですが、これに関しては、町の方針が変わったというご理解でよろしかったですかね。

◎企画部長(宮谷幸治君)

平成 20 年度からで、当初の第5次総合計画におきまして、その時点では野菜茶業研究所自体が存在しておりまして、まだ撤退することが判明しておりませんでした。その当時の土地利用の計画といたしましては、住宅地として位置づけをしておりました。そのため、南側の用地に関しましては、まず南を緑の拠点から外しまして、要は住宅地として、住宅のゾーンとして考えるということで、南北違うような設定としております。

以上です。

◎次長兼企画政策課長(山田晴市君)

ちょっと補足の説明をさせていただきますが、平成 20 年度のときには、まだ野菜茶業研究所ありましたので、全体を緑の拠点という形で位置づけをさせていただいておりましたが、その次の後期戦略プランのほうに関しましては、野菜茶業研究所が撤退するということがわかっておりましたので、緑の拠点は武豊港線より北側だけということではなかったかとさせていただきます。

以上です。

◆10番(石川義治君)

しっかりわかりました。緑の拠点につきましては、小項目⑦で、再度ご質問のほうをさせていただきたいと思っておりますので、次に移らせていただきます。

小項目の②番です。公園整備方針をどのように考えているのかということに関して、再質問に移らせていただきます。

公園の整備方針を4つのゾーンに設定したとご答弁頂戴したわけですがけれども、具体的なゾーン設定についてのお考えをお伺いさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

◎次長兼都市計画課長(近藤千秋君)

ゾーン設定につきましては、具体的に今度整備する公園の西側から高台からの眺望を楽しみ、広場で楽しめる「見晴らしゾーン」、木陰や大型テントのもとで休憩や軽

運動が楽しめる「こもれびゾーン」、遊具で遊ぶ子どもたちを見守りながら休憩舎でくつろぎ、健康増進のための軽運動ができる「遊戯ゾーン」、敷地の高低差を吸収する斜面と平坦地で構成された原っぱで楽しめる「原っぱゾーン」、そして中央には駐車場とトイレ、東側には駐車場など公園利用上の便益を図る「サービスゾーン」を設定しております。

以上です。

◆10番(石川義治君)

今、いろいろとゾーン説明したわけですが、1点お伺いさせていただきたいのは、一番大きな部分です。見晴らしゾーンですが、今回、整備される予定なんですけれども、西側約1.3ヘクタール、芝生の広場が一番広い場所になるが、具体的な活用方法についてどのようにお考えになられているのか、ご答弁のほうをいただきたいと思いません。

◎建設部長(犬塚敏彦君)

公園の利用の方法につきましては、細かい制限は設けなくて、基本的には芝生の広場で走り回ったりだとか、ボール遊びやったりとか、持参の道具や遊具で遊んでいただいたりだとか、あるいは休日には親子で、そこでお弁当を食べていただくとか、訪れる皆さんが自由な楽しみ方を見つけて利用していただける公園になったらよいのかなというふうに思っております。

以上です。

◆10番(石川義治君)

もう一点、園内道路の整備、複合施設の健康器具の設置、大型テントシェルターの設置を予定しているとご答弁をいただきましたが、具体的にはどのような規模のものというか、どのようなものを想定されておられるのか、教えてください。

◎次長兼都市計画課長(近藤千秋君)

施設は、災害時に必要な機能と平常時の公園としての利用を生かせるように検討いたしました。西側には芝生広場にあわせて、休憩舎の整備を予定しております。また、中央部には大型テントシェルターや子どもが遊べる遊具、それから、健康遊具等の整備を予定しております。

公園全体では、ウォーキングやランニングなどができるように外周路の整備を予定しております。

防災面ではマンホールトイレ、かまどベンチ、非常用照明などの整備に加え、既存の倉庫を改修し、防災倉庫として活用する予定をしております。

以上です。

◆10番(石川義治君)

一番大きくなるのが大型テントシェルターなのかなというふうに考えるわけなんですけれども、どんな施設で、活用方法についてお伺いしたいと思います。

◎建設部長(犬塚敏彦君)

大型のテントシェルターですけれども、この近隣ですと、東浦町に三丁公園という公園と、あと碧南市に臨海公園というのがございまして、そちらに整備されております。

利用方法につきましては、平常時は屋根があるものですから、日陰でくつろいでいただいたりとか、あと軽い運動ができるような広場として利用していただいても結構ですし、また災害時には、雨天時の避難の場所だとか、応急救援活動等の場所としての利用を考えられております。

以上であります。

◆10番(石川義治君)

大体わかりましたが、基本的に今、考えられておられる大きさ、それから算定されている費用について、お答えいただければと思います。

◎次長兼都市計画課長(近藤千秋君)

予定している施設は、近隣の市町を参考に広さを約40メートル掛ける24メートル、それから高さを約7メートルで、下は人工芝を引いて、そうしたテント広場を予定しており、公園のシンボルになったらいいなということで考えております。

金額につきましては、今後、詳細な設計をしてまいりますけれども、基本計画上の概算では8,000万円ぐらいと見込んでおります。

以上です。

◆10番(石川義治君)

総額で9億円ぐらいで、土地取得で4億円ぐらいですと、整備費用が5億円ぐらいになると思われますけれども、そのうちの8,000万円をテントに使うということですので、しっかりとした、ランニングコストまで考えられてご計画していただきたいと思います。

続きまして、小項目の③に移らせていただきたいと思います。

災害発生時の具体的な利用形態についてでございますが、ここを一時避難場所として利用する場合の避難者は、どのぐらいのご想定をされておられるのか、お答えをいただければと思います。

◎次長兼都市計画課長(近藤千秋君)

避難の機能を有する公園は、容易に安全に避難できるように、歩行距離でおおむね500メートルの圏域の配置基準とされております。このことから、主に区でいうと、玉東区、玉西1区、上ヶ区、緑区の住民の皆様の避難を想定しております。人数につきましては、その住民の方が主に対象になるということで考えております。

◆10番(石川義治君)

今、答弁をいただいたわけですけれども、一時避難場所というのは自主防災会が指定しているということですが、実際にこの公園は一時避難場所になるという想定でよろしかったですか。



◎次長兼防災交通課長(篠崎良一君)

当公園は避難場所としての整備も予定しております。整備後は自主防災会のほうに公園の概要を説明いたしまして、一時避難場所として使用可能であることを伝えたいと思っております。

以上です。

◆10番(石川義治君)

最初は、一時避難場所として利用されるということでご理解をさせていただきます。

応急仮設住宅について少しお伺いしたいんですが、建設用地ですが、かなり広い土地にはなると思うんですが、具体的にはどの程度建設を予定されて、建築が可能ということでお伺いさせていただきたいと思います。

◎次長兼都市計画課長(近藤千秋君)

被害想定を踏まえて、愛知県では武豊町の応急仮設住宅の必要戸数を202戸と想定しております。

応急仮設住宅は、おおむね1戸当たり100平米として換算いたしますと、西側にできる大きな芝生広場には約80戸、東側の多目的広場には約50戸が建築可能であると考えております。

以上です。

◆10番(石川義治君)

80戸の50戸で130戸でございます。愛知県のほうの想定は、必要とする202戸ということでご答弁いただいたわけですが、行政的には202戸に近づけるのが本来の筋だと思うんですが、その辺に関してのご見解をお伺いしたい。

◎次長兼都市計画課長(近藤千秋君)

現在、その202戸というのは、公園や学校のグラウンドの一部を応急仮設住宅の建設候補地として、必要戸数の用地を確保できるように努めております。

しかし、学校のグラウンドの一部だとか、小さな公園やなんかも候補地としてなっていますので、今回の公園の整備状況に合わせて、今後、候補地を見直して、また202戸という形になるように再配置をしてみたいということで考えております。

以上です。

◆10番(石川義治君)

あと1点、自衛隊の活動拠点としても、ご活用されるというようなご答弁あったと思うんですが、運動公園等というお話も前にはあったと思うんですが、今、これ現状、どのような形で町としては考えておられるのか、ご答弁いただければと思います。

◎次長兼防災交通課長(篠崎良一君)

防災拠点につきましては、現在は運動公園等ということで位置づけられてはおりません。しかし、運動公園につきましては、災害廃棄物、この処理に関しても計画的なされておりまして、複数のものがちょっと重なっております。

そのようなことから、新たに公園が整備されることによりまして、また各施設の位置づけ、これをちょっと見直す必要があると考えております。

以上です。

◆10番(石川義治君)

災害のための公園としては、かなり大幅に使われることを認識させていただきました。

次に移らさせていただきたいと思います。

小項目の④番です。公園の管理運営方法はどのように考えておられるのかということでございますが、夜間の使用はないということなんですけれども、災害が起こったときに、これをじゃどのような形で夜間の使用はないですけれども、夜間は入れますよということを知られるつもりでおられるのか、今の現状の考えを伺いたいと思います。

◎次長兼都市計画課長(近藤千秋君)

当初の答弁でもありましたように、公園の周辺、住宅地であるために周辺環境等を考慮して、今のところ夜間の公園利用は困難かなということで考えています。

このため供用開始の際には、その辺のところを広報やホームページ、それから公園に設置する看板等に、公園の利用時間や災害時はこういった形で利用できるよということを明記して周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

◆10番(石川義治君)

夜間の使用は禁止しているけれども、不審者ですとか、いたずら、災害発生時に対してはどのように考えておられるのか、ご答弁のほうをいただければと思います。

◎次長兼都市計画課長(近藤千秋君)

夜間の防犯・防災対策としては、防犯や災害避難のためにソーラー照明を設置する予定であります。また、不審者対策や公園施設のいたずら防止も考えられますので、防犯カメラの検討も必要であると考えております。

以上です。

◆10番(石川義治君)

東浦の三丁公園の例が先ほど出ておりましたが、ホームページ繰りますと、かなりいたずらがあるそうですので、防犯カメラの設置も、場合によっては必要かなというふうに考えますので、また一度ご検討のほうをよろしく願いいたします。

それでは、もう一点ちょっと違う角度で質問させていただきたいんですが、この公園というのは、維持管理コストというのはどの程度をご想定されておられるのか、ご答弁いただければと思います。

◎次長兼都市計画課長(近藤千秋君)

維持管理、ランニングコストは、導入する施設や植栽等細かい部分がまだ決まって

おりませんので、概算の金額の算定もまだできていない状況であります。

今年度基本設計、実施設計をやりますので、その中で導入する施設や植栽だとかいろいろなものを決めた中で、コストの縮減を踏まえた上で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

◆10番(石川義治君)

本来であれば、当然それを含めた財政計画というのがあるべきだとは思いますが、土地の取得等々、いろいろと行政側の戦略もあるとは思いますが、早急になるべく低いうち、楽しめなくちゃいけない公園ですけども、その辺踏まえて、すばらしい維持管理を考えていただければと思います。

あと1点、これは教育関係の話になるとは思いますが、保育園や小・中学校に関しては、この公園は活用するお考えはあるのかどうか、ご答弁いただければと思います。

◎建設部長(犬塚敏彦君)

保育園とか学校の活動などで、いろいろな方法を検討して積極的に利用していただきたいなどは思っております。

先ほどもご答弁しましたけれども、大型のテントシェルター、そういった整備も予定しておりますので、夏の日差しの強い日だとか、雨天時でも利用できますので、保育園や小学校の利用につきましては、今後、関係部署と協議してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

◆10番(石川義治君)

せっかくだとつくるんで、幅広い町民がご利用していただくことが大切かなというふうに考えて、次の質問に移らせていただきたいと思います。小項目の⑤番です。公園整備を段階的に実施する理由については再質問ですが、いろいろとご答弁頂戴したわけですけども、完成するのが1期目が1.7ヘクタールが平成32年度供用開始、2期目の整備が東側1.7ヘクタール、平成37年度開始ということになっておられるわけですけども、1期の整備はすぐできるんですけども、2期に関してかなり長いようなことが正直印象とするわけですけども、その辺に関してお伺いできればと思います。

◎建設部長(犬塚敏彦君)

今回の計画は、全体をおおむね10年程度でというふうに、全体の用地の取得から整備の完了までを検討しております。まずは1期分の約1.7ヘクタールを早期に整備して、町民の皆様にご利用していただくと、そういうことを念頭に考えておりますので、残りの2期分につきましては、1期の供用開始が終わった後に再度計画を精査しまして、なるべく早い段階で早期に全体の整備が終えられるようなふうに持っていきたい

というふうに思っております。

以上です。

◆10番(石川義治君)

どんな事業でもそうですけれども、国の補助金、交付金等々、いろいろあるとは思いますが、今回、社会資本整備交付金をしっかりと、大変すばらしい交付金かなというふうには理解はしておるわけですが、交付金を狙っていくに当たって、さまざまな考えはあったと思うんですけれども、ほかの交付金とか補助金等々のメニューというのは、今回の事業に限っては全くないという理解でよろしかったですか。

◎次長兼都市計画課長(近藤千秋君)

基本的に補助金は、ほかの補助金と併用して利用することはできませんので、さまざまな補助メニューを検討した結果、用地費にも充当できて、公園及び防災機能の整備にも活用できる今回の社会資本整備総合交付金が有効な交付金であるということで、こちらを利用させていただいているところであります。

以上です。

◆10番(石川義治君)

9億4,000万円の総事業費があるわけなんです、具体的には、どの程度は交付金の活用でお考えになっておられるのか、ご答弁いただきたいと思います。

◎次長兼都市計画課長(近藤千秋君)

社会資本総合整備交付金につきましては、補助率が用地費が3分の1、整備費、設計費につきましては2分の1となっておりますので、満額の補助がいただけた場合で約4億円弱と見込んでおりますが、国の財政状況もありますので、補助のつきぐあいによっては、町費を余分に投入したりですとか、事業期間を見直したりということも検討する必要がある場合もあるかなということで考えおります。

以上です。

◆10番(石川義治君)

少し不安な答弁いただいたわけですが、交付金申請、多分テクニカルの面もあるとは思いますが、長期にわたる事業の中で、社会資本整備交付金が減額になったり、なくなったりする可能性もあるということでもよろしかったでしたか。

◎次長兼都市計画課長(近藤千秋君)

この総合交付金の制度は、まずなくならずに継続されるものと考えていますけれども、国の予算の枠の中で市町に対して交付金が配分されますので、満額の補助がされない場合も考えられます。

このことから、段階的な用地の買い戻しや整備を行って、補助金を有効に活用したいということで考えております。

以上です。

◆10番(石川義治君)

できることなら、少しでも町の負担が少ないような形でしっかりと考えていただきたいと思います。

続きまして、小項目の⑥番に移らせていただきたいと思います。

事業の住民への周知、理解に対する考え方についての再質問となります。

町では、総合計画等々の把握の中で、町民意識調査をこれまで実施されておられると思うんですが、この調査に関して、公園整備に関してはどのような結果が出ておられるのか、示していただければと思います。

◎次長兼企画政策課長(山田晴市君)

町民意識調査の関係でございます。

直近では、平成29年度に調査を行っております。その中で、「近隣の公園や児童遊園を利用しますか」という問いをさせていただいたところ、全体として28.4%の人が利用しているという回答になりました。

年代別に見てみますと、30代の方が56.7%と一番多くて、同居の家族として6歳未満のお子さんを持つ人が多いという結果が出ておりました。

以上です。

◆10番(石川義治君)

本町にとって、大変ありがたい町民意識調査なんですけれども、今、さまざまな大きなプロジェクトが動いていく中で、この意識調査をうまく活用できないものかなというふうに感じるわけですが、これを例えば、今後実施する町民意識調査に関して、38年度までにつくる公園に関してというふうに限るわけではないんですけれども、経年的な質問は大切だと思うんですけれども、個別に質問を取り入れられるような形というのは、できる可能性というのはあるんでしょうか。

◎次長兼企画政策課長(山田晴市君)

議員さん言われるとおり、基本的な設問については毎回同じとなります。それ以外、その時々でタイムリーと思われる設問を取り入れておる場合もありますので、今後実施する町民意識調査につきましても、個別な設問を取り入れることは可能になりますので、必要に応じて検討をしてみたいというふう考えております。

以上でございます。

◆10番(石川義治君)

ぜひせっかくの機会でございますので、本当につかめない町民ニーズもあると思うんで、町民意識調査をしっかりと活用できる方向で考えていただきたいと考える次第でございます。

最後、小項目⑦番に移らせていただきます。

農研機構の所有する武豊港線南側用地の土地利用について、現状での町の方針はという設問に対しての再質問です。

武豊港線、承知のとおり、行政報告会でも伺っていますが、武豊港線の南側にも無償譲渡していただいた土地もあるわけですが、用地のご利用方法についてお伺いできればと思います。

◎企画部長(宮谷幸治君)

現在、武豊町で所有している南側で、既に所有している土地は約 0.7 ヘクタールありまして、半田消防署武豊支署の移転候補地として考えております。

以上です。

◆10番(石川義治君)

行政報告会でも聞いたと思うんですけども、決定したわけではないんですけども、半田消防署武豊支署の候補地ということですけども、町側の考えといたしましては、いつごろ移転できればというふうに考えておられるわけですか。

◎町長(靱山芳輝君)

基本的なことでありますので、私のほうからご答弁を申し上げます。

議員さんたちには実施プログラム 30 から 32、この計画の中で、知多中部消防本部武豊支署の移転に関する費用、平成 32 年というふうな、そういった資料はお渡しをさせていただいていることと思います。

今回、31 から 33 年度、またこの秋にお示しをさせていただきますが、今考えておりますのは、平成 32 年に地質調査、33 年に実施設計、平成 34 年に工事、こんな予定をいたしております。

以上です。

◆10番(石川義治君)

並行して行っていくという形で、大きく跡地は変わっていくのかなというふうに感じる次第でございます。

それでは、武豊港線南側の町所有地以外の農研機構所有地、約 5.1 ヘクタールですが、競売時の条件としての内容についてお伺いできればと思います。

◎次長兼企画政策課長(山田晴市君)

町としましても、市街化区域への編入ということを検討していることから、開発に着手する前の都市計画変更等についての内容を盛り込むというふうなことで考えております。

以上です。

◆10番(石川義治君)

南側の農研機構の所有地ですが、将来的な町の方針についてお考えをお伺いしたいと思います。

◎町長(靱山芳輝君)

基本的なことでありますので、私のほうからご答弁をさせていただきたいと思いません。

南側の土地については、もうかねてからいろいろと検討を、私どもは私どもなりに検討いたしております。今は農研機構の土地でありますので、そちらのほうの意思ということも大切になってくると思いますが、私も行政にかかわらせていただいて、その時々判断というのがあと10年たって、いやあれ違うだろうという、そういったお話しもきくと出ると思います。ですから、今も担当への指示をしているんですが、全体的な資金計画をつくって、なぜその道を選んだんだということを絶対に記録しておくと、必ず私どももこうした議事録を読み返すときがあるんですね。だから、そのときは正しかったんですね。

だから、それが10年たつと違っているだろうという、そういった話が行政のやることは言われるものですから、今はそういった意味も含めまして財政的な問題がありますし、市街化調整区域という問題がありますし、庁舎移転も現段階ではできないわけですね、法律的に。したがって、宅地開発も難しいだろうと、こういうことであります。

こういった議事録をきちっと残しておく、後の人がそういう事情だったんだなということがわかるというふうに思いますので、将来に現段階で禍根を残さないような土地利用計画ができるといいなといった方向性がいいかなということも総合的に検討を、私どもは私どもなりにさせていただきたいなと、こんなふうに思っております。

以上です。

◆10番(石川義治君)

記録に残していただいて、50年後先を見据えた靄山町政の運営をしっかりと形にしていいただくことを願ひまして、私のほうの質問は終わらせていただきます。

以上です。